

8 屋外広告物の掲出にかかる手続き

8 屋外広告物の掲出にかかる手続き

01 事前相談と許可申請

屋外広告物そのものは景観法上の届出対象行為ではなく、「東京都屋外広告物条例」を基に審査・許可されるものです。しかしながら、板橋区では、良好な景観の維持及び向上を図るため、屋外広告物について、「事前相談制度」を設け、屋外広告物行政との連携を図り、その適正な表示及び掲出に取り組みます。

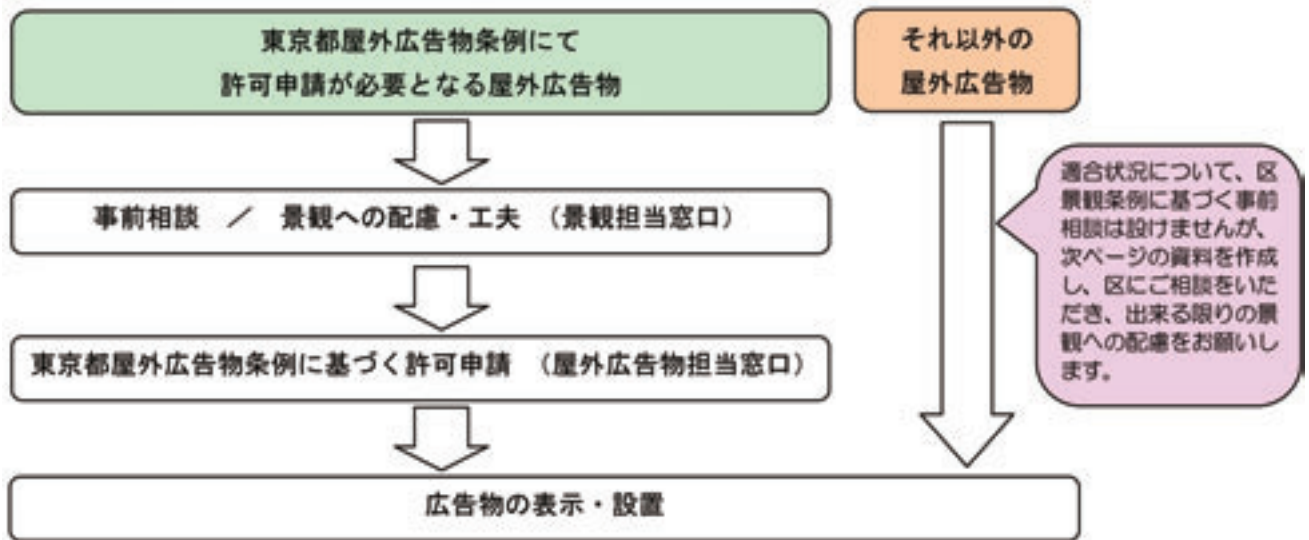
事前相談の対象となる屋外広告物

対象行為	屋外広告物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
対象規模	東京都屋外広告物条例にて許可申請が必要となる屋外広告物

事前相談の手続き

板橋区では、板橋区景観計画 6 章「屋外広告物の表示等の制限」において、屋外広告物の事前相談制度を設けています。

東京都屋外広告物条例に基づき許可申請を行う屋外広告物を掲出する場合は、許可申請以前に景観への配慮や工夫について、区の景観担当窓口と事前相談を行う必要があります。



■図 屋外広告物に関する事前相談から表示・設置までの流れ

お問い合わせ窓口

本資料入手、事前相談	...	景観担当窓口
▼▲		板橋区 都市整備部 都市計画課 都市景観担当 tel. 03-3579-2549
▲		
▼		
東京都屋外広告物条例に基づく許可申請	...	屋外広告物担当窓口
▼		板橋区 土木部 管理課 占用係 tel. 03-3579-2505
▲		
▼		
屋外広告物の表示・設置		

02 相談の際にお持ちいただきたい資料等

事前相談の際には、屋外広告物の内容がわかる以下の資料等をお持ちいただくと景観への配慮や工夫がわかり、スムーズに相談を進めることができます。

なお、東京都屋外広告物条例に基づき、許可が必要な物件は、板橋区景観条例施行規則に基づき、「景観事前相談書」(第10号様式)に必要事項を記入した上で、下記資料をご持参ください。

お持ちいただきたい資料等

資料リスト	check
屋外広告物を設置する場所の付近見取り図	<input type="checkbox"/>
チェックシート (区ホームページからダウンロード可能)	<input type="checkbox"/>
屋外広告物を設置する場所周辺写真及び設置建物写真 (既存建物に設置する場合)	<input type="checkbox"/>
屋外広告物を設置する建築物等の設置面の立面図 (屋上に設置する場合には全立面図)	<input type="checkbox"/>
屋外広告物のデザイン図全面 (寸法、色彩のマンセル値記入)	<input type="checkbox"/>
屋外広告物仕上表 (素材なども明記)	<input type="checkbox"/>
モニタージュ写真	<input type="checkbox"/>
その他参考となる事項を記載した書類	<input type="checkbox"/>

※立面図には、屋外広告物の設置位置をお示しください。

※景観への配慮として広告物の規模を縮小する、または、色彩の彩度を下げた場合などは、配慮前、配慮後として、それらがわかるように明記してください。

※植栽等により、屋外広告物に対する修景をお考えの場合には、植栽図も添付してください。

ご注意ください

◎景観計画に基づき、事前協議及び届出を行う際、建築物に屋外広告物を設置する場合は、屋外広告物に関する景観形成基準が設けられていますので、事前協議・届出時の協議事項になります。

詳細につきましては、担当までお問い合わせください。